

第1章 実施計画の趣旨

1. 位置づけ

「第2次春日部市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されています。

「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）の5年間を計画期間としており、実施計画について次のとおり位置づけています。

基本計画に示された根幹となる事業の具体的な実施内容を明らかにするものであり、毎年度の経営方針として、予算編成、人事配置計画などに反映されます。

計画期間は5年間とし、財政状況や諸情勢を考慮しながら、原則毎年度行う進行管理を踏まえ、実施計画3年目に見直しを行います。

| 年度 | 西暦 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|------|----|-------------|------|------|------|------|-------------|------|------|------|------|
| | 和暦 | (H30) | (R1) | (R2) | (R3) | (R4) | (R5) | (R6) | (R7) | (R8) | (R9) |
| 基本構想 | | 基本構想（10年間） | | | | | | | | | |
| 基本計画 | | 前期基本計画（5年間） | | | | | 後期基本計画（5年間） | | | | |
| 実施計画 | | 実施計画 | | 見直し | 実施計画 | | 実施計画 | | 見直し | 実施計画 | |

2. 目的

実施計画は、後期基本計画における各施策の根幹となる事業を位置づけ、具体的な事業目的や実施内容などを定めることによって、各施策を計画的かつ効率的に推進し、まちの将来像「つながるにぎわう すまいるシティ 春日部」の実現を目指すものです。

また、実施計画は、適正な進捗管理のもと、毎年度の予算編成などに反映することを目的としています。

3. 計画期間

実施計画は、後期基本計画と同様に、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）の5年間を計画期間としています。原則毎年度行う進行管理を踏まえ、実施計画3年目の2025年度（令和7年度）に見直します。

なお、社会経済情勢の変化や国における制度改正、本市の財政状況などにより、各年度の計画内容に変更が生じることがあります。

4. 対象事業

実施計画の対象となる事業（以下「実施計画事業」という。）は、後期基本計画における次の事業とします。

(1) 各施策の主な事業

後期基本計画の各施策には、成果指標を位置づけています。この成果指標の目標値達成に資する事業など、各施策の主な事業を実施計画事業とします。

(2) 重点プロジェクトの推進に資する事業

後期基本計画には、重点プロジェクトを位置づけています。重点プロジェクトとは、基本構想に掲げた将来像の実現に向けた重点的・分野横断的な取組であり、総合的な視点から5つのプロジェクトを設定し、これらを総称して「健幸プロジェクト」と呼称しています。

この重点プロジェクトを推進するための具体的な事業を、実施計画に位置づけます。

【重点プロジェクト [健幸プロジェクト] 一覧】

1 健康をはぐくむまちプロジェクト

- (1) 健康寿命の延伸と地域医療提供体制の連携・充実
- (2) 介護予防の推進
- (3) あらゆる世代に対する生きがいづくりの推進

2 子育て世代に選ばれるまちプロジェクト

- (1) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- (2) 安心して、楽しく子育てできる環境づくりの推進
- (3) 知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てる教育環境づくり

3 特長を生かしたしごとを創出するまちプロジェクト

- (1) 優良企業の誘致、事業の拡大や創業などへの支援
- (2) 農業の振興
- (3) 就業支援と後継者の育成支援

4 地域力を高めるまちプロジェクト

- (1) 春日部駅周辺の整備
- (2) 住民、事業者、行政が一体となった地域まちづくりの推進
- (3) 魅力的な商業環境の整備
- (4) 地域資源の魅力向上と情報発信の充実

5 安心安全で魅力あるまちプロジェクト

- (1) 誰もが安心して暮らせるコミュニティの充実
- (2) 安心安全で良好な生活環境の確保
- (3) 防災・防犯対策の充実

将来像

つながる にぎわう すまいるシティ 春日部

